

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長

卒業式における学校での感染症対策について（通知）

このことについて、各学校におかれては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】【特別支援学校版】（令和4年7月4日時点）」等に基づき、感染症対策の徹底に努めていただいているところですが、卒業式の実施にあたっては、特に下記の点に留意しつつ、適切な対応をお願いいたします。

記

1. 換気等の基本的な感染症対策の徹底

卒業式の実施に当たっては、こまめな換気や、参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、基本的な感染症対策を徹底すること。

2. 健康管理の徹底

日々の体調管理を徹底し、発熱に限らず、咽頭痛や咳など、普段と異なる症状のある者については卒業式への参加を控えるなどの対応を徹底すること。

3. マスクの着用に関する考え方

ガイドラインに沿った対応を基本とし、式の各場面においては次のとおりとする。

(1) 十分な身体的距離（2m以上を目安）が確保できる場合には、着用の必要はないこと。

（当然ながら、児童生徒等の判断により着用することも差し支えない）

ただし、呼名で返事をするときや校歌等を歌うときなど、声を出すとき（飛沫が飛ぶときには、着用すること。

(2) 身体的距離が2m未満の場合でも、入退場や写真撮影、証書授与など、声を出さない場面においては、着用の必要はないこと。

(3) 上記(1)/(2)のいずれの場合においても、障がいやアレルギー疾患等の健康上の理由により着用が難しい場合には着用の必要はなく、また、児童生徒等が息苦しさを感じた場合にマスクを外すことも差し支えないこと。

(4) マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように、適切に指導を行うこと。

4. 児童生徒等や保護者等への説明・情報発信

マスク着用の取扱いを含め、卒業式の実施方法について、児童生徒等や保護者に丁寧な説明・情報発信を行うこと。

（担当）

学校企画課企画人事スタッフ（0852-22-5411）

保健体育課健康づくり推進室（0852-22-5425）